

社会福祉法人西海市社会福祉協議会 評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 本細則は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第7項の規定に基づき評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項について定める。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、本会の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

(委員の構成)

第3条 委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

(委員の選任及び任期)

第4条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。

2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第7条第2項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 欠員により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解任)

第5条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分2以上の決議により、会長がこれを解任することができる。

(1) 心身故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(委員の報酬等)

第6条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2 委員の報酬額は、理事会の決議を経て会長が定める。

(招集)

第7条 委員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(招集通知)

第8条 会長は、委員会の日の1週間前までに、各委員に対して書面でその通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(委員長)

第9条 委員会の委員長は、委員の互選とする。

2 前項の委員長は、委員会の議長とする。

(評議員の選任)

第10条 評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。

(1) 理事会は、理事会で決議された様式1「次期評議員候補者推薦書」を委員会に提出する。

(2) 理事会は（会長に事故ある時は副会長）は「次期評議員候補者推薦書」記載事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。

(3) 委員会は、理事会より提出された「次期評議員候補者推薦書」について審議を行い、評議員の選任について決議を行う。

(評議員の解任)

第 11 条 評議員の解任は、以下の各号の手続を経るものとする。

(1) 会長（会長に事故ある時は副会長）は委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。

(2) 解任をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。

(3) 理事会から提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第 12 条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第 13 条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は書面をもって作成し、委員長および出席した委員が記名押印しなければならない。

3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

(1) 委員会が開催された年月日及び場所

(2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 委員会に出席した委員及び理事の氏名

(4) 委員会の議長の氏名

4 第 1 項の議事録は、委員会の日から 10 年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(補則)

第 14 条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第 15 条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この細則は、平成 28 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 6 月 9 日から施行する。